

銚田第一高等学校附属中学校 生徒心得

1 服装等について

すべて清潔・質素を旨として、附属中生らしく身だしなみを整えるよう心がける。次にその基準を示す。

(1)標準制服

○Aスタイル

本校指定の制服を着用する。

ボタンは本校指定のものをつける。

スラックスには派手でないベルト(黒・茶)を使用する。

制服を改造した場合、ただちに元に戻す。元に戻らない場合は買い直すこと。

○Bスタイル

本校指定の制服を着用する。

スカートは黒を正装とする。

スカートの長さは膝頭にかかる程度までとする。(膝頭とは膝に係る程度とする)

スラックスには派手でないベルト(黒・茶)を使用する。

上着の下は白のワイシャツとし、本校指定のリボンをつける。

制服を改造した場合、ただちに元に戻す。元に戻らない場合は買い直すこと。

(2)夏季の服装

標準Aスタイルは上着を着用せず、白のワイシャツとする。

標準Bスタイルは本校指定の夏用の制服とする。

なお、5月・6月及び9月・10月は移行期とし、その日の天候によっては、冬用または夏用の制服を着用してもよい。

(ただし、6月最初の授業日は夏用の制服、10月初めの後期始業式は冬用制服の正装とする)

(3)ベスト、セーターは、本校指定のものとする。

(4)靴

黒か茶色普通形の短革靴、または運動靴とする。

(5)靴下

標準Aスタイル着用…白、紺、黒の無地を原則とする。

標準Bスタイル着用…白、紺、黒の無地を原則とする。(冬季は黒タイツを認める。)

(6)コート類

冬季においては防寒用のコート等を着用してよい。ただし色やデザインの派手なものは着用を禁ずる。

(7)カバン

学生カバン、スポーツバック、デイパックのいずれかとする。

(8)頭髪

常に中学生らしく整髪する。

目が隠れない長さにする。

髪の色や変形等をしないこと。

(9)体操服・上履き(色は学年色)

本校所定のものとし、必ず氏名を明記すること。

上履きを忘れた場合は貸し出し用のスリッパ(昇降口)を使用し、使用後は速やかに返却する。

(10)異装について

やむを得ないときは、あらかじめ所定の様式により許可をえること。

(11)その他

装飾品(ピアス、ネックレス、指輪等)を身につけない。化粧は禁止する。

2 校内生活について

学習環境や秩序を保つために、特に次のことに留意する。

- (1)欠席する場合は、事前に届け出る。※保護者の方がclassiに入力してください。
- (2)遅刻したときは、職員室で「遅刻カード」に記入し、押印を受けた後、それを持って教室に入る。
- (3)途中外出するときは、担任に申し出て許可を受ける。
- (4)すべての所持品に記名する。
- (5)友人間で金銭の貸借をしたり、これに応じたりしない。
- (6)登下校の際(土日曜祭日・長期休業も含む)は制服を着用する。
※荒天時は天候にあった服装可
- (7)スマートフォン・携帯電話等は、ルールとマナーを守り、節度をもって使用すること。校 内においては、授業中、教室等の移動、集会時等では使用を禁ずる。中学生は、朝のSHRから帰りのSHRまで、学校保管とするが、授業等での使用はこの限りではない。
- (8)授業の開始と終了の時刻が適切に守られるように意識して行動する。教室を移動しての授業には細心の注意を必要とする。
- (9)給食は、清潔を第一とし、速やかに配膳するとともに、感謝の心をもって食事をする。
- (10)清掃活動は、各自の分担に従って積極的に行い、愛校心を育む。
- (11)部活動は、開始・終了の時刻を守り、主体的に活動する。
- (12)学校の備品等を損傷したときは、速やかに報告する。状況により弁償の場合もあり得る。

3 校外生活について

銚田一高附属中学生としての誇りをもって行動する。

- (1)深夜午後11時から翌日の午前4時までの外出はしない。また、友人間の外泊をしない。
- (2)スマートフォン・携帯電話の使用については、事件等に巻き込まれないように十分注意して使用すること。(SNS等への誹謗・中傷等の書き込みは厳禁とする。)

4 登下校について

登下校は、徒歩、自転車、スクールバス、鉄道等によるものとし、通学方法を学校へ知らせておく。

- (1)登下校においては、交通法規を守り、事故防止に努めるとともに、マナーを守る。
- (2)自転車乗車時は、安全のために蛍光タスキと自転車用ヘルメットを必ず着用する。また、原則として、自転車損害賠償責任保険に加入する。
- (3)通学用の自転車については、本校所定のステッカーを指定された箇所に貼付する。
- (4)通学用自転車は点検整備済のTSマーク(賠償責任・傷害保険付)を貼り、防犯登録をしたものが望ましい。

5 持ち物について

- (1)学校で必要な現金等の貴重品は、担任に預ける。
- (2)学習に不必要なもの(マンガ本、アクセサリ、菓子類、ゲーム類、携帯型音楽プレーヤー類、その他教師が不必要と判断したものは、持ち込みを不可とする。

6 その他

自転車総合保険加入については、学校では取り扱わないため、保護者の任意の判断で加入する。